

2019年度 法科大学院

第5期入学試験問題

4時限

民事訴訟法・刑事訴訟法

(論文式)

試験時間合計 80分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民事訴訟法]

- 1 民事訴訟法267条は、和解を調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有すると規定するが、ここにいう確定判決と同一の効力とは、どのような意味か。
- 2 訴訟上の和解の基礎をなす意思表示に錯誤がある場合、当事者はこれを主張して救済を求めることができるか。もし求めることができる場合、どのような手続きによるべきか。

(解答は全て解答用紙に記入すること)

[刑事訴訟法]

「予断排除の原則」の意義を説明しなさい。そして、刑事訴訟法の中から「予断排除の原則」との関係が問題となる条文を挙げて、その意味を説明しなさい。

(解答は全て解答用紙に記入すること)